



参考事例のご紹介

市民～関係者各層別の実践的研修の実施

知多半島の5市5町の成年後見を担う特定非営利活動法人知多地域成年後見センターでは、法人後見の受任、来所・巡回による相談・カンファレンスと並んで、広く市民の権利擁護や成年後見に係る理解を促進するとともに、以下のような具体的な実践的サポートが可能となる人材の育成に取り組んでいる。

- ①一般市民の理解促進を目的としたイベント等の開催
- ②市民後見人等の養成を目的とした講座・養成研修
- ③独自の支援員等の養成を目的とした講座等の開催

(例：成年後見サポーター養成講座：「成年後見制度」の重要性を理解し、制度利用を地域で支えるサポーターを養成する講座の開催)

同時に、関係者むけ研修としては、行政職員向け研修〔年2回〕として、福祉課はもとより、税務課、市営住宅、水道課、委託地域包括支援センター、障害者相談支援センター職員等関係する多くの課の職員を対象とした研修の実施を積み重ねている。

平成26年度には、成年後見業務従事者のための研修プログラムとその手引きを開発、経験年数別の研修の実践に着手している。

(知多地域成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

支援者育成のための工夫

尾張東部成年後見センターでは、必要に応じてケアマネや地域包括支援センター職員が、申立て支援を行う際の後方支援を行っている。ケアマネや地域包括支援センター職員が申立て支援をすることで、成年後見制度の知識やスキルが体験的に身につき、家計や財産にも目配りできる多面的なアセスメントが可能となる。

また、首長申立てについては、センターで直接的には書類作成支援をしていない。行政職員自身が作成することで、制度に関する知識、申立書類作成スキルの定着が進み、自らの市町の住民の権利擁護支援課題についての理解が深まるからである。しかし、首長申立て必要性判断のためのケース会議や、申立書類の書き方支援は行う。また3か月以内に首長申立てができるよう適正運営委員会の場を通じて進捗管理も行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)